


# 仙台市社会福祉協議会

## 仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)

### 生活支援員募集中



判断能力の十分でない方（認知症高齢者、知的障害者や精神障害者の方など）で、ご自分で日常生活を送るのに不安のある方の地域での自立生活を支援するため、ご自宅を定期訪問し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス等を行う事業（日常生活自立支援事業）に携わる非常勤職員を募集しています。

#### □募集概要（詳細は、2～3頁の「募集案内」をご覧ください）

- ▶仙台市内にお住まいの方で、福祉事業に関心を持ち、支援業務に対して意欲のある方
- ▶平日、週3日以上活動可能で、自家用車を使用できる方

#### □応募から活動までの流れ

- ▶応募前に事業概要・待遇等の説明を受け、あらためて応募するか否かを判断いただきます。
- ▶書類選考、面接選考を経て、採用が決定されます。
- ▶採用者には生活支援員の具体的な業務内容や利用対象者を理解していただくための研修を受けていただきます。
- ▶活動にあたっての引継ぎ・指示等を担当専門員から受けながら活動していただきます。



#### 問い合わせ・申込先

仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）  
仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 7階  
電話 022-217-1610（受付時間 8：30～17：00）

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会  
**仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）**  
**生活支援員募集案内**

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会では、下記職務に従事する職員を募集します。

**1 募集する職種、職務内容、受験資格、採用予定数、採用予定日**

募集する職種	職務内容	受験資格	採用予定数	募集期間
生活支援員	仙台市権利擁護センターで行う※日常生活自立支援事業に係る福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等の業務	○仙台市内在住の方 ○福祉事業に関心を持ち業務に意欲のある方 ○平日、週3日以上活動可能な方 ○市内全域で活動可能な方 ○所定の研修を受講できる方 ○運転免許があり、自家用車を使用できる方	若干名	随時

※ 日常生活自立支援事業は、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害者や精神障害者などで日常生活に不安のある方に対し、専門員の指示により、生活支援員が定期的にご自宅を訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等を提供し、地域での生活を支援する事業です。

**2 留意事項**

○ 欠格事項

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わるまで、又は、その刑の執行を受けることがなくなるまでの方
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ なお、現に民生委員児童委員又はホームヘルパー等の福祉サービス提供の職に就いている方は受験できません。

○ 活動区域・移動方法

対象範囲は、市内全域となりますが、主な活動区域は原則としてお住いの区中心となります。  
 なお、活動に伴う移動は、自家用車を使用していただくこととなります。

**3 待遇**

- (1) 身分 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会との雇用契約による「生活支援員」
- (2) 活動時間 平日午前8時30分から午後5時の間の指定された日時でおおむね週3日以上。  
 (年末年始、祝祭日、土曜日を除く。)  
 利用者ひとりあたりの1回の活動時間(通勤時間を含まず)は、概ね1~2時間内。
- (3) 活動費等 実活動時間に応じて支給。  
 90分未満1,500円、以降30分経過ごとに500円加算。  
 その他活動時交通費等別途支給。
- (4) 雇用期限 年度毎更新。雇用契約は満70歳に達する年度末で満了。

(5) その他

- ① 労災保険に加入
- ② 採用直後の活動回数は、多くても月平均 5～10 回程度の見込みですが、利用者の状況により異なります。

#### 4 申込手続き及び受付期間

(1) 申込方法

- ① 事前に事業説明を行った上で、あらためて応募するか否かご検討いただきます。
- ② 応募する場合は、事前説明時にお渡しする申込書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、郵送又は持参により申込みください。

(2) 募集締切 本年度採用予定人数に達するまで

(3) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土・日・祝日を除く）

(4) 受付場所 仙台市権利擁護センター（仙台市福祉プラザ7階）

(5) その他 募集締切に係る周知は行いません。

#### 5 選考方法等

事 項	内 容	備 考
書類選考	申込書の審査により、面接選考対象者を選考します。	選考結果の連絡あり ※面接選考の対象とならなかった場合でも、原則として申込書は返却いたしません。
面接選考	書類選考で合格した面接選考対象者への個別面接により、採用予定者を選考します。	選考結果の連絡あり 採用通知の送付あり

#### 6 合格、採用、研修及び健康診断

(1) 合格された方は、生活支援員として採用されます。採用された方は、生活支援員の業務遂行に必要な研修を行います。なお、活動開始は研修の全課程を修了した後になります。

- ・ 研修期間 2日間（予定）
- ・ 研修内容 日常生活自立支援事業概要、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の理解、生活支援員の実務 等
- ・ 研修場所 仙台市福祉プラザ内

(2) 受験資格を満たしていない、申込書に事実と異なる記載をした場合等、また、健康診断により活動に支障があると判断された場合には、採用を取り消すことがあります。

※採用に伴う健康診断は、ご自分で受診した「定期健康診断」等の結果（写）を提出していただくものとします。

#### 7 個人情報の取り扱いについて

(1) 応募書類に含まれる個人情報は、本会の採用活動以外の目的に使用することはありません。

(2) 採用活動の一環として、入手された個人情報に対し、本会から個別に応募者に問い合わせる場合があります。

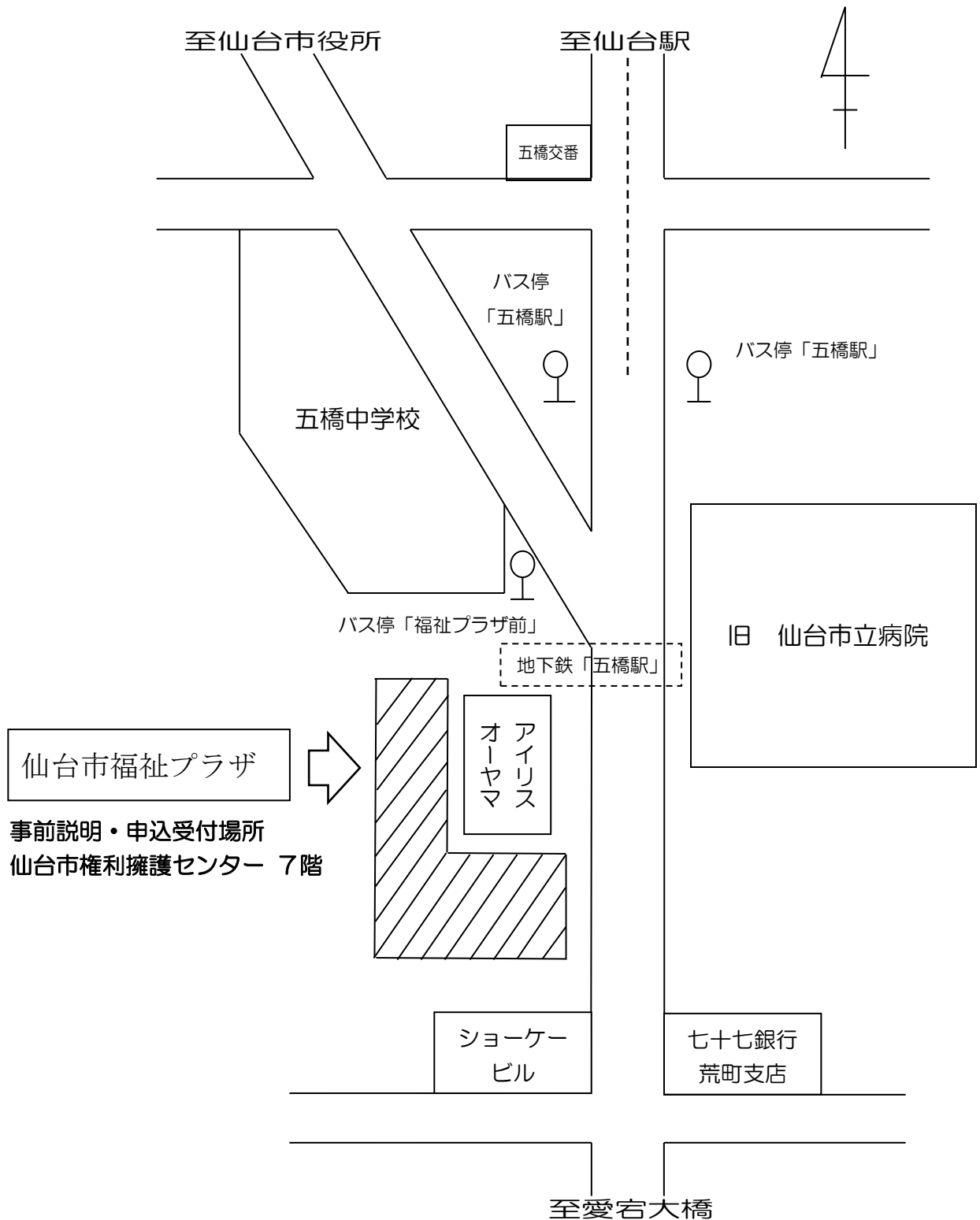
#### 8 問合せ先（申込み先）

仙台市権利擁護センター（社会福祉法人仙台市社会福祉協議会）

〒980-0022 仙台市青葉区五橋 2-1 2-2 仙台市福祉プラザ7階

Tel 022-217-1610 Fax 022-213-6457（受付時間 8：30～17：00）

# 事前説明、申込受付場所のご案内



## 交通のアクセス

バス：「五橋駅」「福祉プラザ前」下車、徒歩3分

地下鉄：南北線「五橋駅」下車、南1番出口より徒歩3分

\* 駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮ください。